

有田川町観光施設事業経営戦略

団 体 名 : 有田川町

事 業 名 : かなや明恵峡温泉運営事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ~ 令和 11 年度

1. 事業概要

* 複数の施設を有する事業にあつては、施設ごとの状況が分かるよう記載すること。

(1) 事業形態等

法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適用		事業開始年度		平成14年度	
事業の種類	観光施設事業 (その他観光施設)		施設名		かなや明恵峡温泉	
職員数	8人 (会計年度任用職員)					
事業の内容	本事業は、平成14年10月1日に事業を開始したかなや明恵峡温泉の経営である。本施設は浴室のほか雄大な自然を見渡す事のできる露天風呂、レストラン、売店、会議室やリラクゼーションルームなどがある日帰り施設であり、近年は年間約10万人の入浴客がある。					
年間利用状況 ※単位を明記すること ※過去3年度分を記載	H29	104,534 人	H30	99,743 人	R1	92,262 人
経常収支比率 (又は収益的収支比率) ※過去3年度分を記載	H29	100%	H30	100%	R1	100%
経費回収率* ※過去3年度分を記載	H29	93%	H30	96%	R1	93%
民間活用の状況	ア 民間委託		食堂・売店部門を民間委託			
	イ 指定管理者制度		なし			
	ウ PPP・PFI		なし			

* 法適 $\left(\frac{\text{主営業収益} + \text{その他営業収益}}{\text{営業費用} + \text{営業外費用}} \times 100 \right)$ 非適 $\left(\frac{\text{料金収入} + \text{その他営業収益}}{\text{営業費用} + \text{営業外費用} + \text{地方債償還金}} \times 100 \right)$

(2) 料 金 形 態 *施設ごとの状況が分かるよう記載すること。

料金の概要・考え方	大人(中学生以上)700円 小人(4歳~小学生以下)400円 身体障がい者手帳保持者、療育手帳保持者、精神障がい者保健福祉手帳保持者は大人350円・小人200円
-----------	--

(3) 施設を取り巻く環境等 *周辺施設の状況などが分かるよう記載すること。

かなや明恵峡温泉は、国道424号線沿いの高台にて平成14年に営業を開始した。施設近くの峡谷・明恵峡では春に多くの桜が咲き、秋は一面のススキが人気な生石高原や100万本のコスモスが咲き誇る鷲ヶ峰コスモスパークなど、町内には各シーズンに応じた人気スポットがある。また、阪和自動車道有田ICや有田南ICから約20分の好立地にあることから、和歌山県内はもとより京阪神からも多くの来客がある。

2. 経営の基本方針

<ul style="list-style-type: none">・温泉施設の利用者が快適に利用するため、感染症対策を行い、安全・安心な温泉施設を提供します。・老朽化していく温泉施設の計画的な維持管理を行い、安定的な温泉サービスを提供します。・地域住民及び観光客等へ利用の促進を呼びかけ、本町の地域振興に寄与する温泉サービスを提供します。
--

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

* 複数の施設を有する事業にあっては、施設ごとの内訳も作成すること。

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

* 複数の施設を有する事業にあっては、施設ごとの考え方がわかるよう記載すること。

① 収支計画のうち投資についての説明

本温泉は平成14年開業であり、老朽化が進む施設や設備については可能な限り計画的に修繕を実施し、開業20年を迎える令和3年以降(現状では令和5年)に大規模修繕を予定している。
--

② 収支計画のうち財源についての説明

財源については、温泉使用料が主な収入源となっている。
中・大規模な設備更新や修繕がある場合、財源が不足する場合には、一般会計から繰入れを行い対応する。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

食堂・売店部門は平成26年度から民間業者へ委託し、経費削減を行うことができています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

*1 (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

*2 複数の施設を有する事業にあつては、施設ごとの考え方・検討状況がわかるよう記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

投資の平準化に関する事項	設備を計画的に更新していくことで投資の平準化を目指す。
施設等の統合・縮小・廃止に関する事項	特になし
防災・安全対策に関する事項	定期的な点検や防災訓練を行い、適切な設備管理と施設運営に努める。
民間の活力の活用に関する事項 (PPP・PFI など)	効果的な手法があれば検討する。
その他	特になし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

料金単価に関する事項	当面は現状の料金体系を維持する。
利用状況に関する事項	露天風呂からの眺望など施設のよさをアピールし、キャンペーンやイベントの実施などでさらなる誘客に努める。
繰入金に関する事項	収入に不足が生じた場合、一般会計から繰り入れを行う。
資産の有効活用に関する事項	特になし
その他	特になし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間の活力の活用に関する事項 (指定管理者制度、PPP・PFI など)	効率的、効果的な運営の観点から検討していく。
職員給与費に関する事項	最低限の人員で効率的に運営していく。
委託費に関する事項	食堂・売店部門や清掃作業などを委託しているが、より効率的な運営のため、その他の部門についても検討する。
その他	特になし

4. 公営企業として実施する必要性など

* 複数の施設を有する事業にあつては、施設ごとの考え方が分かるよう記載すること。

事業の意義、提供するサービス自体の必要性	本施設は観光客を誘致し、地域の活性化を図るとともに、住民の健康と福祉の向上、ふれあいの場を確保することを目的として設置した施設であり、一定の必要性がある。
公営企業として実施する必要性	上記設置目的を健全な経営のもとに満たすことができれば、引き続き公営企業として実施する必要がある。

【参考】「観光施設事業及び宅地造成事業における財政負担リスクの限定について(通知)」(平成23年12月28日付け総務副大臣通知) 抜粋

- 1 観光施設事業及び宅地造成事業(内陸工業用地等造成事業及び住宅用地造成事業に限る。以下同じ。)を新たに行う場合には、次の点に御留意いただきたい。
 - (1) 地方公共団体が公営企業により実施するのではなく、第三セクター等、法人格を別にして事業を実施すること。
 - (2) 事業を実施する法人においては、事業自体の収益性に着目したプロジェクト・ファイナンスの考え方による資金調達を基本とすること。
 - (3) 法人の債務に対して地方公共団体による損失補償は行わないこと。
 - (4) 法人の事業に関して、地方公共団体による公的支援(出資・貸付け・補助)を行う必要がある場合には、公共性、公益性を勘案した上で必要最小限の範囲にとどめること。
- 3 既存の観光施設事業及び宅地造成事業についても、地方公共団体の財政負担のリスクを限定する観点から、1の手法の導入について御検討いただきたい。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	投資・財政計画を中心に、毎年度進捗管理を行う。また必要に応じて計画の見直しを行う。
---------------------	---

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)												
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)												
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)												
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)												
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)												
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)												
営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	61,429	61,459	41,360	57,020	65,008	59,590	65,008	65,008	65,008	65,008	65,008	65,008
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)												

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度									
区 分												
収 益 的 収 支 分	2,393	4,831	16,200	9,980	5,047	9,265	5,247	5,347	5,447	5,547	5,647	5,747
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金	2,393	4,831	16,200	9,980	5,047	9,265	5,247	5,347	5,447	5,547	5,647	5,747
資 本 的 収 支 分						50,000						
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金						50,000						
合 計	2,393	4,831	16,200	9,980	5,047	59,265	5,247	5,347	5,447	5,547	5,647	5,747